このたび可決された認知症基本法の目的は以下に示すとおりである。

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者(以下「認知症の人」という。)が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策(以下「認知症施策」という。)に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(以下「共生社会」という。)の実現を推進することを目的とする。

当学会では、2015 (平成 27) 年の新オレンジプラン (認知症施策推進総合戦略)を受け、「認知症患者の歯科対応および歯科治療のあり方:学会の立場表明 2015.6.22 版」(立場表明 2015 年版)を作成した。立場表明 2015 年版は、認知症患者の歯科的対応と歯科治療を充実させ、認知症患者の QOL の維持と尊厳保持を進めていくことを日本老年歯科医学会の使命と考え、日本老年学会、歯科関連学会と協働し、学際的および多職種と連携して認知症の諸問題の解決に取り組み、正しく必要な情報を社会に発信していく決意を示したものである。

立場表明 2015 年版発出以降、当学会において 2019 (令和元) 年に「認知症の人への歯科治療ガイドライン」の発刊を行った。本ガイドラインは、日本老年歯科医学会が日本歯科医師会の協力を得て、認知症の人の歯科治療に関する臨床疑問を渉猟し、CQ を構成したうえで、当学会が中心となって関連エビデンスの収集整理を行い編纂したものである。

今般、上記の認知症基本法が成立したことを受け、当学会はその理念に共感し、認知症共生社会の一員としての当学会の立場表明(立場表明 2023 年版(案))の作成を行う。認知症基本法において、認知症共生社会を構成する医療機関の一端である我々歯科医療機関および学術団体は、国や地方公共団体の認知症関連施策への協力が求められ、認知症に関する正しい知識の普及、歯科医療提供への障壁の除去への取り組み、人材育成、研究の推進に加え、個々の医療機関における適切な歯科医療の提供と医療介護保険福祉専門職との協働が求め

られている。立場表明 2023 年版(案)は、認知症基本法にのっとり今後計画されうる地域における認知症関連施策の中での口腔保健施策の礎になることが期待されるとともに、変わりゆく認知症を取り巻く社会の動き、高齢期口腔機能に関する社会の認識を含めるものである。加えて、良質でかつ認知症の人と家族に寄り添った口腔保健及び歯科医療提供を推進し、歯学教育の充実に向け、新たな質の高いエビデンスの収集を中心とした「認知症の人への歯科治療ガイドライン」の改訂を行う。

一般社団法人 日本老年歯科医学会 理事長 水口俊介 認知症関連特任委員会 委員長 枝広あや子 2023(令和5)年11月20日